

2018 年度事業報告

2018 年度は、「フィンガープリントプロジェクト連絡会」において、英国の Soundmouse 社の技術を利用して、同年度末までに約 120 万曲の邦楽曲をフィンガープリント化し、国内外での放送番組に係わる邦楽曲の使用実態の検証を行った結果、放送での使用を中心として、フィンガープリント技術によって音源を同定することにより、高精度かつ詳細に楽曲(著作権・著作隣接権)の使用実績が把握できること、権利者だけでなく使用者にとっても使用報告業務が簡素化できる等、多くのメリットがあることが認識できた。今後、実証プロジェクトの内容等をさらに拡充したうえで、フィンガープリント技術の早期導入に向けて業界一丸となって取り組んでいく。

また、RIAJ との間で、貸与報酬に係る分配協議を行っており、引き続き積極的な姿勢で RIAJ との交渉解決のため取り組んでいく

さらに、2018 年 12 月 30 日付で TPP11 が発効したことに伴い、同日、TPP 関連整備法による改正著作権法が施行された。MPA に密接に関係するものとして、著作物の保護期間及びレコードの保護期間の延長、配信音源の二次使用に対する報酬請求権の付与等があるが、配信音源の二次使用に対する報酬請求権の付与については、放送事業者との今後の対応等が未だ決まっておらず、早急な対応が望まれる。MPA としては、他の関係団体と相互に協力し合い、早期に配信音源の二次使用に対する報酬請求に係るルールが策定されるようでき得る限りの働きかけを行っていく。

今年度は渡邊美佐名誉顧問が 6 月に ICMP (国際音楽出版社連合) から「Ralph Peer II 賞」、9 月に文化庁から「創立 50 周年記念表彰」、朝妻一郎顧問が 3 月に文化庁から「文化庁長官表彰」をそれぞれ受賞、長年にわたっての音楽業界への貢献が顕著に認められた一年となった。

<主要事業>

I 著作権思想の普及振興に関する事業

著作権及び著作隣接権存続期間の国際標準化に向け、著作権等管理事業者を含む関係団体と相互に協力し合い、戦時加算分についての権利行使がなされないよう、でき得る限りの働きかけを行っていく。

II 音楽出版事業振興に関する事業

音楽著作権管理者養成講座をはじめ、関西地区著作権講座や会員社を対象にした勉強会などを開催、いずれも多数の参加者を集めた。また、海外市場への展開として、MIDEM へのツアーを企画し、10 月には初めて MaMA に JETRO と共同で JAPAN STAND を出展した。

III 著作隣接権使用料等の受領及び分配に関する事業

RIAJ から著作隣接権等使用料を受領し、MPA 会員社へ再分配を行った。今年度は原盤届オンラインシステムの老朽化に伴い新システムに移行した。また、NexTone のデータを使用した分配が行えるよう、分配計算システムを改修し、2019 年 3 月に貸与報酬の初回の分配を実施した。

IV 音楽出版事業に関する調査、研究及び資料の収集

透明性のある著作権使用料の徴収・分配のため、原盤に係るメタ情報 (ISRC や ISWC) の重要性を深く認識し、RIAJ やレコード製作者との連携を強化して、精度の向上を図るための調査・研究を行った。

V 音楽の著作物の創作活動に対する助成及び顕彰

「MPA 賞」の表彰基準を変更し、JASRAC、NexTone それぞれの著作権等管理事業者ごとに「スタンダード・ソング賞」「ヒット・ソング賞」を贈賞した。

VI 国内及び国外の著作権等関係団体との協力

JASRAC、JMCE、CRIC 等関係団体の活動に協力した。国外では、ICMP に参加し、音楽出版ビジネスの国際動向について情報交換を行った。

VII 音楽出版事業に関する契約書式並びに機関紙その他刊行物の発行及び電子的方法による公表

MPA 契約書等を発行、頒布した。著作権契約書については、JASRAC の約款改正の状況等を踏まえて検討を行い、CM に楽曲 (既成曲) を利用するに当たっての承諾書についても内容の見直しを開始した。

VIII 会員の福祉に関する事業

各種競技会や年末懇親会を実施し、いずれも過去最高の人数が参加した。

IX その他この法人の目的を達成するために必要な事業

任期満了に伴う役員改選を行い、理事 18 名、監事 3 名が選任された。また、役員改選に伴い、フィンガープリント・タスクフォース、デジタル徴収タスクフォースをはじめ 7 委員会、4 研究会、1 連絡会を組織し、延べ 191 名の参加を得た。